

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成 29 年  
4 月25日  
(火曜日)

## 目 次

○告示

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示の一部改正(給与厚生課)……………一

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正(給与厚生課)……………二

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示の一部改正(給与厚生課)……………二

指定施業要件の変更予定保安林(美祿市)……………(森林整備課)……………二

公有水面の埋立ての免許の出願(港湾課)……………三

○公告

契約の締結(防災危機管理課)……………四

製菓衛生師試験の実施(生活衛生課)……………五

調理師試験の実施(生活衛生課)……………六

特別保護地区の指定の案の縦覧(自然保護課)……………六

周南都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………七

周南都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………七

周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………七

周南都市計画緑地の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………八

**山口県告示第百六十三号**

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示(昭和四十三年山口県告示第四百五十五号)の一部を次のように改正する。



改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示は、平成二十九年五月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償については、なお従前の例による。

平成二十九年四月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 補償基礎額の表第二号のイ中「三千九百三十円」を「三千九百二十円」に改める。

### 山口県告示第百六十四号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示は、平成二十九年五月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成二十九年四月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

表中「四、六八八円」を「四、七五一円」に、「一三、二〇七円」を「一三、二八七円」に、「五、一七三円」を「五、三三三円」に、「五、七二一円」を「五、八九四円」に、「一三、五八九円」を「一三、九五八円」に、「六、一三九円」を「六、二二三円」に、「一六、三二二円」を「一六、四五六円」に、「六、五七一円」を「六、六五四円」に、「一八、八〇三円」を「一九、一五七円」に、「六、七五〇円」を「六、八九三円」に、「二一、三五五円」を「二一、二七九円」に、「六、八六五円」を「七、〇三一円」に、「二三、九二四円」を「二四、二六九円」に、「六、七三八円」を「六、七九二円」に、「二五、二二四円」を「二五、六三〇円」に、「六、〇五七円」を「六、一九一円」に、「二四、七四七円」を「二四、九七六円」に、「四、九一六円」を「五、〇〇九円」に、「一九、九三五円」を「二〇、二九七円」に、「三、九三〇円」を「三、九二〇円」に、「一五、五七九円」を「一五、五五八円」に改める。

山口県告示第百六十五号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示(平成八年山口県告示第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示は、平成二十九年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成二十九年四月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

表常時介護を要する状態の項中「十万四千九百五十円」を「十万五千三百円」に、「五万七千三百円」を「五万七千七百円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千四百八十円」を「五万二千五百七十円」に、「二万八千五百二十円」を「二万八千五百六十円」に改める。

山口県告示第百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十九年四月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(平成七年農林水産省告示第千四十四号(一)に係るものに限る。)(、保安林の指定をする件(平成八年農林水産省告示第千四百四十九号(一)に係るものに限る。)(に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢

市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

美祢市美東町絵堂字黒猪六四〇、字三本松六四一、字鳥屋場六九九、字大滝一七〇六、美東町赤字本谷一九二四の二三、一九二四の四四

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

美祢市美東町大田字西崩五五〇の一六から五五〇の二二まで、五五〇の二四から五五〇の三三まで、字崩五五五の一、五五五の二、一四三三、一四三三、一四三六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢

市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。( )

山口県告示第百六十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許の申請があった。

同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成二十九年四月二十五日から同年五月十五日までの間、山口県土木建築部港湾課、山口県周南港湾管理事務所及び光市建設部監理課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十五日

徳山下松港港湾管理者

山口県

山口県知事

村岡 嗣 政

一 埋立区域

(一) 位置

光市虹ヶ浜三丁目一の二から同市大字浅江字懸山九二九の一三九に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から三度一七三分三九秒一二〇・六四メートルの地点を中心とする半径一二〇・六四メートルの円で1の地点と2の地点を結ぶ南側の円弧、2の地点と3の地点を結んだ線、3の地点から一〇度四分二秒一二〇・六八メートルの地点を中心とする半径一二〇・六八メートルの円で3の地点と4の地点を結ぶ南側の円弧、4の地点と5の地点を結んだ線、5の地点から一五度三五分五七秒一一二・九五メートルの地点を中心とする半径一一二・九五メートルの円で5の地点と6の地点を結ぶ南西側の円弧、6の地点から12の地点までを順次結んだ線、12の地点から四九度一九分二秒一〇二・〇八メートルの地点を中心とする半径一〇二・〇八メートルの円で12の地点と13の地点を結ぶ南西側の円弧、13の地点から二四一度三四分一二秒九七・九二メートルの地点を中心とする半径九七・九二メートルの円で13の地点と14の地点を結ぶ北東側の円弧、14の地点から20の地点までを順次結んだ線、20の地点と21の地点を結ぶ平成三年三月二十八日付け建中山道管第四一三〇九号でしゅん功通知された埋立地と公有水面との境界線(D. L. 十三・二一メートル)、21の地点と22の地点を結ぶ平成二十八年秋分の満潮位(D. L. 十三・〇〇メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と陸地との境界線、22の

地点と23の地点を結ぶ平成八年二月二十二日付け建中山道管第四一二二三号でしゅん功通知された埋立地(以下「平成八年埋立地」という。)と公有水面との境界線(D. L. 十三・二一メートル)、23の地点と24の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、24の地点と25の地点を結ぶ平成八年埋立地と公有水面との境界線(D. L. 十三・二一メートル)及び1の地点と25の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

光市虹ヶ浜三丁目の門蔵山四等三角点(北緯三三度五八分二四・六五九秒東経一三一度五四分一〇・一七八秒)(以下「基準点」という。)から  
三〇五度二分五八秒一二三・三〇メートルの地点

- 2の地点 1の地点から二七六度四一分一九秒一四・二九メートルの地点
- 3の地点 2の地点から五度三二分一七秒二・〇四メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二八二度四六分〇〇秒一一・三四メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一三度二六分一八秒七・七三メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二九七度一八分一一秒四五・八三メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三一〇度四七分〇一秒七・四一メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三一四度一四分五四秒九・三〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から三一八度〇八分四九秒二一・六二メートルの地点
- 10の地点 9の地点から三一九度一九分一二秒八八・五四メートルの地点
- 11の地点 10の地点から二二九度一九分一二秒〇・〇九メートルの地点
- 12の地点 11の地点から三一九度一九分一二秒七九・三五メートルの地点
- 13の地点 12の地点から三二五度〇二分〇六秒二〇・三三メートルの地点
- 14の地点 13の地点から三二五度五五分二一秒一九・二七メートルの地点
- 15の地点 14の地点から三二〇度四〇分三三秒二三・一一メートルの地点
- 16の地点 15の地点から五一度〇四分二九秒〇・三三メートルの地点
- 17の地点 16の地点から三二二度〇五分一四秒五八・六一メートルの地点
- 18の地点 17の地点から三三三度一分三七秒五・九七メートルの地点
- 19の地点 18の地点から三三二度四二分〇六秒四〇・七四メートルの地点
- 20の地点 19の地点から五三度〇二分四三秒一一・一七メートルの地点
- 21の地点 20の地点から一三六度三四分五三秒二五五・三一メートルの地点
- 22の地点 21の地点から一一八度二一分三〇秒九・二三メートルの地点
- 23の地点 22の地点から一三三度一八分一七秒六四・六八メートルの地点
- 24の地点 23の地点から一三三度二四分〇九秒二一・二一メートルの地点
- 25の地点 24の地点から一三一一度二七分五二秒六三・二四メートルの地点

(三) 面積

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

光市虹ヶ浜三丁目一の二、一の三一、一の三七、七〇九の二及び七〇九の三、同市大字浅江字横尾七九八の四、同大字字懸山九二九の一二七、九二九の一二九及び九二九の一二九並びに同市虹ヶ浜三丁目一の三一から同市大字浅江字懸山九二九の一二九までに沿接する一般国道一八八号地内並びに同市虹ヶ浜三丁目一の三から同市大字浅江字懸山九二九の一二七に至る土地の地先

(二) 区域

次の①の地点から③の地点までを順次結んだ線及び①の地点と③の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から三三〇度一二分一七秒一一九・六三メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から一一三度〇九分四七秒二九・〇七メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二二四度一分〇八秒五・二九メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二四〇度二四分五七秒一四八・一二メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から三一九度二〇分〇七秒四九二・五七メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から六五度二一分四三秒五七・八六メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三五度二二分二七秒一八一・四七メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三五度二三分四三秒一二七・九七メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から一四三度三六分三三秒一七三・四三メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から六五度四五分三〇秒二四・七二メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から一四五度五二分五〇秒五〇・九九メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から一四五度〇二分三〇秒一三・四四メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から一四三度三一分四八秒三五・七一メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から一四一度五八分三六秒八・五四メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から一四一度〇二分三七秒二一・五八メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から一三五度五三分三一秒一六・二二メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から一三五度一三分二二秒四二・八〇メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から一三四度〇二分二六秒一四三・一七メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から一六九度五一分二七秒四・三六メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から一三三度二五分一三秒四六・三四メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から一三三度二五分三三秒一八・〇七メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から一三三度二五分四六秒九・〇二メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から一三三度〇〇分五七秒九・〇四メートルの地点

- ㉔の地点 ㉓の地点から一三三度〇六分〇九秒九・九二メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から一三二度〇一分〇二秒一六・〇一メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から一三二度〇八分二二秒一六・一一メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から一三一一度二分四〇秒一二・〇〇メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から一二九度二分〇八秒四・五三メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から一二七度四分五八秒九・〇二メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から一二六度五五分二一秒九・〇三メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から一二六度〇〇分二一秒一三・五四メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から一二五度一六分二八秒九・〇五メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から一二二度五六分〇五秒四・五一メートルの地点

(三) 面積

九三、二五四・六九平方メートル

三 埋立地の用途

道路用地

四 出願人

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 村岡 嗣政

五 出願の年月日

平成二十九年四月七日



(一三四) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十九年四月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
総務部防災危機管理課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量  
防災情報システム保守点検業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十九年三月三十一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

日本無線株式会社 東京都三鷹市牟礼六丁目二番一―号

六 契約金額

三千百三十二万円

七 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の二第一項第八号に

該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

### (一三五) 製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。)第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施します。

平成二十九年四月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験の日時

平成二十九年八月十九日(土曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

(一) 衛生法規

(二) 公衆衛生学

(三) 食品学

(四) 食品衛生学

(五) 栄養学

(六) 製菓理論及び実技

四 受験資格

法第五条又は附則第二項に規定する者であること。

五 受験願書の受付期間

平成二十九年五月十五日(月曜日)から同年六月二日(金曜日)まで(郵送の場合

は、六月二日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書の提出先

(一) 県内に居住する者

住所地为所管する保健所

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一―号(郵便番号七五三―八五〇一)

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内

に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

(三) 法第五条第一号に該当する者にあつては、同号に該当する者であることを証する

書類

(四) 法第五条第二号に該当する者にあつては、最終学校の卒業証明書及び菓子製造業

務従事証明書

(五) 法附則第二項に規定する者にあつては、菓子製造業務従事証明書

八 受験手数料

九千四百五十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この

収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得

点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその

旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一―号 山口

県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「製菓衛

生師試験」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十

三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課

(電話〇八三―九三三―二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復

はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一三六) 調理師試験の実施

調理師法(昭和三十三年法律第四百四十七号) 第三条の二第一項の規定により、調理師試験を次のとおり実施します。

平成二十九年四月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

平成二十九年八月十九日(土曜日) 午後二時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

(一) 公衆衛生学

(二) 食品学

(三) 栄養学

(四) 食品衛生学

(五) 調理理論

(六) 食文化概論

四 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者で、多数人に對して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)第四条に定めるものにおいて、二年以上調理の業務に従事したものである。

五 受験願書の受付期間

平成二十九年五月十五日(月曜日)から同年六月二日(金曜日)まで(郵送の場合)は、六月二日までの消印のあるものは、有効とする。

六 受験願書の提出先

(一) 県内に居住する者

住所地为所管する保健所

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

(三) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。)

(四) 調理業務従事証明書

八 受験手数料

六千百十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師試験」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一三七) 特別保護地区の指定の案の縦覧

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該指定に係る特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供しま

す。

平成二十九年四月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 特別保護地区の名称

壁島鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

壁島鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 二ヘクタール）

三 特別保護地区の存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

集団渡来地

(二) 指定の目的

当該区域は、多くのウミウが越冬のため渡来しており、ウミウの休息地として特に良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成二十九年四月二十五日から同年五月八日まで

六 縦覧の場所

山口県下関農林事務所

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

(二三八) 周南都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年四月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画用途地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二三九) 周南都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年四月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画特別用途地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二四〇) 周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年四月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画道路三・四・三百十大迫田代々木線

周南都市計画道路三・五・三百二十七遠石馬屋線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

平成二十九年四月二十五日印刷  
平成二十九年四月二十五日発行

発行人所

山口県知事庁

(一四一) 周南都市計画緑地の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画緑地の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年四月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画緑地三百一 周南緑地

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課